

令和8年度
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金
募集要領

令和8年7月
福島県次世代産業課

※申請する際は、必ず事前相談をお願いします。

1 目的及び趣旨

本事業は、県内企業が共同で製造する供給網を構築し、販路開拓に繋がる試作品開発を支援することで、技術力向上と取引拡大を図り、より一層のロボット関連産業の集積を促進することを目的とします。

2 補助対象者

下表1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に取り組む県内企業とします。
※県内企業とは：福島県内に企業活動の拠点（本社、試験・評価センター、開発拠点、生産拠点等）を有する事業者

表1（補助対象事業）

| 事業の区分 | 事業の内容 |
|------------------------------|---|
| ロボット産業事業者 間連携体制構築支援 事業 | 単独では受注又は製造できない案件を複数社が連携することでユニット品の開発が可能となり、販路開拓に繋がる試作品※ 開発を行う事業。 なお、本事業における試作品は、「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」のロボットのいずれかの要素技術を有するもの、または上記の要素技術を複数組み合わせたものとする。 |

※試作品とは：最終製品に実装されるユニット品の試作品（最終製品の試作品は補助対象外とします）

<試作品の具体例>

- ①メーカー等から製造依頼があった試作品（レンタルする試作品を含む）
- ②展示会等で展示する自社の試作品

3 連携事業者

本事業では、自社を含む三者以上の互いに独立した事業者が連携することを要件とします。

ただし、親会社・子会社の関係にある事業者、同一の親会社に支配されている事業者その他資本関係又は人的関係により実質的に同一の経営主体と認められる事業者については、連携企業数の算定上、一の事業者として取り扱います。

4 事業期間

補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定があった日から令和9年2月26日（金）までとします。

5 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する下表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当であると認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、次の条件を満たす必要があります。

- ① 交付決定後に発注（契約）されるもの。
- ② 令和9年2月26日までに支払いを終えるもの。

- ③ 補助事業に要することが明確であるもの。

表2 (補助対象経費)

| 経費区分 | 内容 |
|-------|---|
| 旅費 | 補助事業を行うために直接必要な旅費及び外部の専門知識の提供等を受ける講師等の実費旅費 なお、旅費の支出に関しては、企業の規定によること。 また、出張等の承認、出張依頼書及び出張報告書を作成すること |
| 消耗品費 | 補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費 |
| 機械装置費 | 補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 補助事業を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する費用 |
| 外注費 | 加工等試作（ソフトウェアを含む）の外注に要する経費 |
| 開発費 | (1)実証試験費 ・実証試験実施施設、会場等の借上げに必要な経費 ・実証試験実施に関する安全確保のために必要な経費 (2)各種評価試験に伴う手数料等 (3)指導費 補助事業のために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 (4)知的財産取得に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する場合を除く） (5)試作品等の運搬費 (6)その他必要と認める研究開発経費 |
| その他 | その他知事が認めるもの |

6 補助対象とならない経費

以下に記載する経費は、補助対象経費として認められません。

- ① 公租公課（延滞金を含む）
- ② 事業終了後、当該試作品開発の事業化以外に容易に転用可能と認められる経費
（例）OA 機器、文房具、車両等の設備・消耗品の購入及びその運用・維持補修に要する経費（トナーカートリッジ代、自動車保険料等）
- ③ 新聞代・雑誌購読料・NHK 及び各種有料放送の受信料、団体等の会費
- ④ 奢侈品または事業に直接関係性がないと判断される物品の購入費用
- ⑤ 中古で購入した物品のうち、市場価格と比較して適格性を欠いた価格で購入したもの
- ⑥ 申請事業者の属する企業グループの会社との取引による費用
- ⑦ 税務申告、決算書作成等のため税理士・公認会計士等に支払う費用
- ⑧ 補助事業に係る書類作成、事務処理のための委託費用（公認会計士、税理士、行政書

士等への委託費用、依頼費用を含む)

- ⑨ 振込手数料、為替損益
- ⑩ 事業への使用実績及び使途が明確でない資材等に要した費用
- ⑪ 機材の更新等の経営効率の改善が目的と認められる経費
- ⑫ 対象事業の本質的部分を大学、他企業等へ委託する経費（研究委託費）
- ⑬ 上記のほか、不適切と認められる経費

7 補助率

下表3のとおり、補助対象事業費上限額1,000万円の2分の1（最大500万円）を補助します。

表3（補助率）

| 補助率 | 補助対象事業費の上限額 |
|------|-------------|
| 2分の1 | 1,000万円 |

8 応募手続き等の概要

(1) 事前相談について

応募にあたっては、本事業の趣旨に合致しているかどうかを確認するため、必ず検討段階での事前相談（来庁またはオンライン）をお願いします。

(2) 募集期間

令和8年7月3日（金）から令和8年12月25日（金）まで、随時受け付けます。
なお、予算がなくなり次第終了します。

(3) 提出方法及び提出先

【提出方法】

郵送又は持参とします。

郵送の場合は、募集期間内に到着したものに限り受け付けますので、簡易書留などの送付記録が残る方法で提出してください。

【提出先】

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎12階
福島県商工労働部次世代産業課 宛て

(4) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- ③ 収支明細書（様式第1号の別紙2）
- ④ 経費積算内訳（任意様式）
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ⑥ 債権者登録申請書
- ⑦ 通帳写し（銀行名、支店名、口座番号及び口座名義が確認できる箇所の写し）

①～⑥については、
県HPからダウンロード
してください。

- ⑧法人定款（写し）
 - ⑨直近2期分の決算書類（写し）
 - ⑩福島県税の納税証明書（各地方振興局県税部が発行する、県税の未納がないことを証明する書類）
 - ⑪申請者の概要がわかる資料（会社のパンフレット等）
- ※上記以外にも別途必要な書類を求める場合があります。

- (5) 提出部数
1部

9 審査及び交付決定等について

(1) 審査

県は、以下の点について提出された交付申請書等の内容を確認した上で、総合的な観点から審査を行います。

- ① 交付申請の内容が、事業の目的や補助の要件に合致していること
- ② 供給網の構築により、自社の技術力向上と取引拡大を図り、県内ロボット関連産業の集積に寄与すること

(2) 交付決定通知

審査後、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知を申請者に送付します。

(3) 留意事項

- ① 交付決定前の発注・契約などの事前着手は、補助対象外となります。発注・契約などの購入手続きは、交付決定後に行ってください。
- ② 補助事業の内容又は補助対象経費の変更（軽微な変更を除く）、若しくは、補助事業を中止し又は廃止しようとする場合は、ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）及び変更収支計画内訳を提出してください。

10 補助金の支払いについて

(1) 実績報告

事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（土日祝日の場合は、前営業日）のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

- ① ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金実績報告書（様式第4号及び様式第4-1号）
- ② 支払いを証する書類の写し（見積書、納品書、請求書、銀行振込受領書等）
- ③ 事業の成果を確認できる書類

④ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助金額の確定

補助事業者に支払う金額は、補助事業完了後の確定検査において確定します。そのため、補助金額は交付決定額以下となる場合があります。

確定検査にあたっては、補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理されている必要があります。帳簿、証拠書類の確認ができない場合は、補助金の対象外となるため留意してください。

また、補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があった時は、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。

(3) 補助金の支払い

補助金額が確定後、ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金精算（概算）払請求書（様式第5号）を提出してください。

11 その他

(1) 財産の処分の制限

50万円以上の機械、器具、その他の備品は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおり、処分が制限されます。

(2) 交付決定の取り消し等

業務の遂行が明らかにできないと認められる場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

なお、検査等により経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の受給等の不正行為が判明した場合には、交付決定の取り消し、補助金の全部または一部の返還（不交付）命令、加算金の納付、不正内容の公表、補助金の交付停止措置、刑事告訴等の処分が科される場合がありますので、適正な経理処理を心がけてください。

また、補助事業終了後、会計監査院等が実地検査を行う場合があります。

(3) 県主催の成果発表会、展示会等での情報発信について

県が主催する、成果発表会、展示会等での講演や出展について、可能な範囲での御協力をお願いします。

12 お問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階

電話 024-521-8568

E-mail: next-generation@pref.fukushima.lg.jp